

岩沼市介護福祉条例の一部を改正する条例

岩沼市介護福祉条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「、令第39条第1項の規定に基づき」を削り、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「37,900円」を「35,500円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「56,900円」を「53,400円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「56,900円」を「53,800円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「68,300円」を「70,200円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「75,900円」を「78,000円」に改め、同項第6号中「第39条第1項第6号」を「第38条第1項第6号」に、「91,000円」を「93,700円」に改め、同項第7号中「第39条第1項第7号」を「第38条第1項第7号」に、「98,600円」を「101,500円」に改め、同項第8号中「第39条第1項第8号」を「第38条第1項第8号」に、「113,800円」を「117,100円」に改め、同項第9号中「第39条第1項第9号」を「第38条第1項第9号」に、「129,000円」を「132,700円」に改め、同項第10号中「第39条第1項第10号」を「第38条第1項第10号」に、「132,800円」を「148,300円」に改め、同項に次の3号を加える。

- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 163,900円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 179,500円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 187,400円

第17条中第2項から第5項までを削り、同条第6項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,700円」を「22,200円」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,700円」を「22,200円」に、「37,900円」を「37,800円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第6項」を「第2項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,700円」を「22,200円」に、「53,100円」を「53,400円」に改め、同項を同条第

4項とする。

第20条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第9号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩沼市介護福祉条例の規定は、令和6年度以後の保険料について適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。